



法務史料
展示室だより

第52号(令和2年9月)

法史見聞帖



CASE 03 黒駒勝蔵一件 下

博徒から一転、官軍「隊長」に成り上がった黒駒勝蔵は、天保3年(1832)、甲州上黒駒村の豪農、小池嘉兵衛の四男として生まれました。安政3年(1856)ころ親元を出奔し、近傍の竹居村の博徒中村甚兵衛の子分になるのですが、その数年前、遠島の刑を受け新島に流されていた甚兵衛の実弟安五郎(竹居安五郎)が、ペリー来航の混乱に乗じて島抜けし、あろうことか竹居村に舞い戻っていました。勝蔵は、安五郎の弟分として、敵対する博徒と抗争を繰り返します。文久年間には、勝蔵が支配方の取締りを逃れて駿河に潜伏する間に、敵対していた博徒らが関東取締出役の手先となり、安五郎を計略に掛けて捕縛、後に安五郎は牢死します。

元治元年(1864)、安五郎の仇を

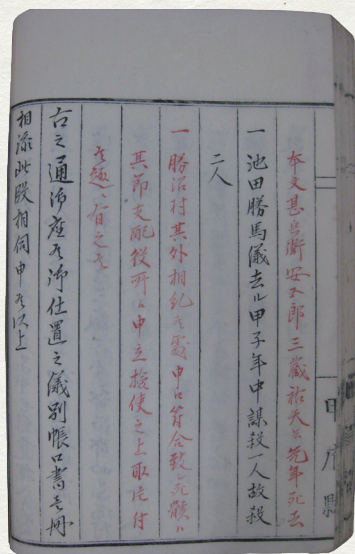
討つため、勝蔵は子分を纏めて甲州に戻り、凄惨な殺し合いの果てに仇の一人を含む数人を殺害しました。またこの頃、勝蔵が攘夷派浪士達と気脈を通じ、甲府城攻撃を企んでいるという風聞が、幕府にもたらされています。

やがて甲州で身を隠すことを諦めた勝蔵は伊勢から大坂方面へと逃走し、行方をくらまします。次に歴史の表舞台に現れたとき、勝蔵は赤報隊に加わり、徴兵七番隊、第一遊軍隊の隊士へと身分を変え、池田勝馬と名乗りました。

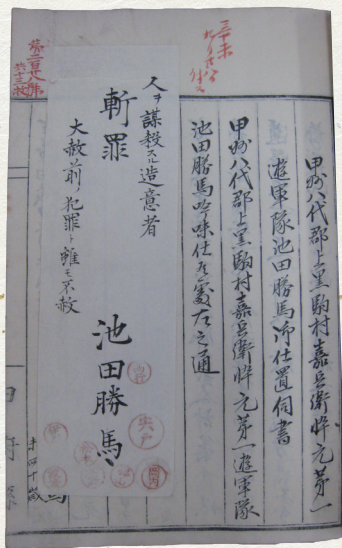
明治3年(1870)8月、勝蔵は甲州黒川金山の試掘を行うため、遊軍隊から休暇をもらって帰京しますが、金を掘り当てることができず、休暇期間を過ぎても帰還しなかったため脱

走とみなされました。4年1月25日、湯治に行った伊豆で捕らえられた勝蔵改め池田勝馬は甲府に送られ、脱走と幕府時代の殺人の罪により、司法省の指令を受けて10月14日、甲府山崎の刑場で斬首されました。なお勝蔵の郷里には4年2月7日を命日とする紙位牌が伝わり、明治3年1月7日に病死したとする顕彰碑も現存します。

勝蔵が捕らえられるより先、第一遊軍隊は解隊となりました。徴兵制による国民軍編成が緒に就こうという時でしたが、解隊の理由に、徴募の際の人选が精密でなく「この先、とても規矩に叶候事には至り難く」とあります。勝蔵もまた、王師の規矩に叶うものではなかったのでしょうか。(二・完)



池田勝馬(黒駒勝蔵)を斬罪とする司法省指令(『諸県口書 明治四年』より)



山崎刑場跡(山梨県甲府市酒折)



『法典實施延期意見』 江木衷ほか（明治25年4月）

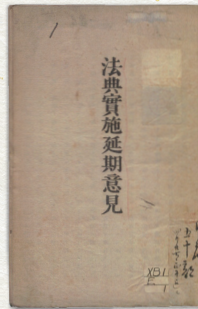
明治22年（1889）から25年にかけて生じた「民法典論争」は、これまでの展示室だよりや特別展示でも詳しく紹介していますが、日本近代法史の話題として広く知られている出来事です。これは、明治23年に公布され、明治26年1月1日からの施行を予定していた「旧民法」が抛って立つ、基礎的な理念に関する問題点が指摘され、施行の是非についてなされた議論でした。最終的に旧民法は、帝国議会において「民法及商法施行延期法律」が成立したことにより、施行されないこととなりました。

この論争では、旧民法の施行を延期する立場（延期派）と、計画通りに実施する立場（断行派）に分かれ、朝野を巻き込む大きな議論が繰り広げられました。そして今回紹介する『法典實施延期意見』は、明治25年4月に延期派より発表された論説です。江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鐵、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之助、岡村輝彦の連名で発表されました。本書には参考書が付されており、延期の理由が7点（倫常を壊乱す、憲法上の命令権を減縮す、予算の原理に違ふ、国家思想を欠く、社会の經濟を攪乱す、税法の根原を變動す、威力を以て学理を強行す）挙げられています。

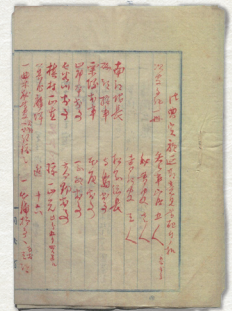
この意見書は翌5月25日、中央大学の前身である東京法学院の

機関誌『法学新報』第14号に社説として掲載されます。断行派も、明治大学の前身である明治法律学校の機関誌『法治協会雑誌』号外に「法典實施断行意見」という論説を発表するなどして応戦しており、論戦は苛烈を極めたことが窺われます。

法務図書館の所蔵する『法典實施延期意見』は、4月に司法省官僚に配布されたものと推測できます。巻末に「法典實施延期意見書配付ノ扣（ひかえ）」と記した用紙が付されており、そこに列挙された名前から、この資料が、『仏蘭西法律書』の翻訳者で旧民法編纂に携わった箕作麟祥にも配られたことがわかります。



標題紙



後ろから2行目
「箕作麟祥」とある

近代司法の担い手たち

菊池 武夫

1854-1912年

中央大学の初代学長である菊池武夫は、嘉永7年（1854）に南部藩士菊池長閑の長男として盛岡で誕生しました。明治3年（1870）に大学南校に入学しましたが、前回このコーナーに登場した矢代操などとは違い自費通学生であったため、授業料などで困窮しながら勉強していたと言われています。

明治8年、菊池は文部省の第1回貸費留学生としてボストン大学法学校に留学しました。この時、鳩山和夫（コロンビア大学→イエール大学）・小村寿太郎（ハーバード大学）・斎藤修一郎（ボストン大学）の3名も、法律学を学ぶために留学しました。菊池・小村・斎藤は、3人ともボストンで暮らしており、親しく交流したようです。菊池は明治10年にボストン大学法学校を卒業し、小村・斎藤とともに学問的なレベルの高いイギリスへの転学を希望していましたが認められず、ボストン大学法学校の卒業科でいくつかの科目を履修しつつ、裁判所や弁護士事務所で実習しました。

明治13年に帰国した菊池は、司法省雇となり民事局で勤務することになりました。明治17年に司法省少書記官に補され、明治19年に司法大臣秘書官に抜擢された後、明治24年には司法省民事局長に就任しました。司法省在職中は代言人試験委員・判事登用試験委員など多くの委員を務めるなど活躍し

ましたが、司法省民事局長となって3ヶ月ほどで辞職し、代言人（弁護士）となりました。この辞職の理由は、菊池が司法省官僚の立場でありながら、英米法を学んだ者として「民法典論争」で延期派に属したことと関係すると言われています。

司法省在職中の明治15年には東京大学法学部の講師兼任となり、また明治18年の英吉利法律学校（後の東京法学院・中央大学）創設にも加わりました。英吉利法律学校は英米法を教授し、また「実地応用」を掲げていたので、アメリカで学んだ菊池にとっては、自らの経験を生かす最適の場であったものと考えられます。菊池は明治24年には東京法学院の院長となり、明治45年に亡くなるまで、院長および中央大学の学長を務めました。

菊池は明治21年には日本初の法学博士を授与され、明治24年から貴族院議員に選出され、明治26年には法典調査会の主査委員にもなっています。さらには、東京弁護士会の会長を務めるなど、その業績は多岐に渡るものでした。このような菊池の活躍には、若き日の留学経験で培った実務重視の姿勢が強く反映されていました。その家庭生活も、家族で長期の避暑旅行に出かけるなど、西洋化された明るく賑やかなものであったと言われています。

前号掲載の「黒駒勝蔵一件 上」に誤植がございました。読者の皆様には謹んでお詫びを申し上げますとともに、次のように修正させていただきます。同記事左段9行目、13行目、中段1行目の「相良」は全て「相楽」が正しい表記です。